

10／31（月）の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 10月31日（月）14時00分

| | | | |
|-------------------------|--|----------------------|--|
| 発表項目 (行事名) | 北海道と三井不動産グループ、北海道森林組合連合会、北海道木材産業協同組合連合会との建築物木材利用促進協定の締結について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>道と三井不動産グループ（3社）、北海道森林組合連合会、北海道木材産業協同組合連合会は、三井不動産グループによる販売住宅等の建築にあたり、道産木材を積極的に活用していくため、「建築物木材利用促進協定」を締結しましたので、お知らせします。※道と企業等との本協定締結は初の事例</p> <p>1 協定締結日 令和4年（2022年）10月31日（月）</p> <p>2 協定締結者 三井不動産グループ（三井不動産（株）、三井不動産レジデンシャル（株）、三井ホーム（株））北海道森林組合連合会、北海道木材産業協同組合連合会、北海道</p> <p>3 協定の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三井不動産グループ 今後建設予定の建築物において、地域材の利用に努める ○北海道森林組合連合会 原木の供給体制を整え、合法伐採木材の供給を適時に行う ○北海道木材産業協同組合連合会 地域材の利用促進及び施設整備への財政的支援の要請に取り組む ○北海道 技術的助言や補助事業等の情報提供、本協定に基づく取組の広報を行う <p>4 その他 協定締結式は実施しません。</p> | | |
| 参考 | <p>○建築物木材利用促進協定 令和3年10月1日に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、建築主が地方公共団体等と協働・連携して建築物における木材利用をより一層促進することを目的に新設された協定制度。 (国・地方公共団体の協定締結状況：国8件、地方自治体32件)</p> | | |
| 報道（取材） に当たって のお願い | 今後の道産木材の利用について、企業をはじめ道民に対し広く普及啓発する観点から、積極的な報道をお願いします。 | | |
| 他のクラブ との関係 | 同時配付 | (場所) 道政記者クラブ、林政記者クラブ | |
| 同時レク | | | |
| 担当 (連絡先) | <p>水産林務部 林務局 林業木材課（担当者：課長補佐 富成） TEL ダイヤルイン 011-204-5492 内線 28-455 メール：tominari.tsutomu@pref.hokkaido.lg.jp</p> | | |

三井不動産グループ(三井不動産、三井レジデンシャル、三井ホーム) 北海道森林組合連合会、北海道木材産業協同組合連合会と北海道 との建築物木材利用促進協定の概要



- 今後建設予定の建築物において、地域材*を利用することに努めます。
その際は合法性が確認された木材を利用します。
- 地域材の調達には、道内の木材生産体制へ配慮し、安定的な取引に配慮します。
- 必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を共有し、十分な時間的余裕をもって調整を計るよう配慮します。
- 森林資源の循環利用のため、伐採跡地での植林を行います。

*地域材：北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材

Jforest 北海道森林組合連合会

- 建築物の整備にあたり、原木の供給体制を整え、求められる品質や量の合法伐採木材の供給を適時に行うよう配慮します。
- 森林資源の循環利用のため、伐採跡地での植林を行います。



北海道木材産業協同組合連合会

- 道内の製材工場ができる限り建築材生産に取り組めるよう、地域材の利用促進及び施設整備への財政的支援の要請等に取り組みます。

北海道

北海道

- 三井不動産グループ及び北海道森林組合連合会、北海道木材産業協同組合連合会に対し、技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行います。
- 協定に基づく取組について優良事例として積極的に広報します。

2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等への貢献

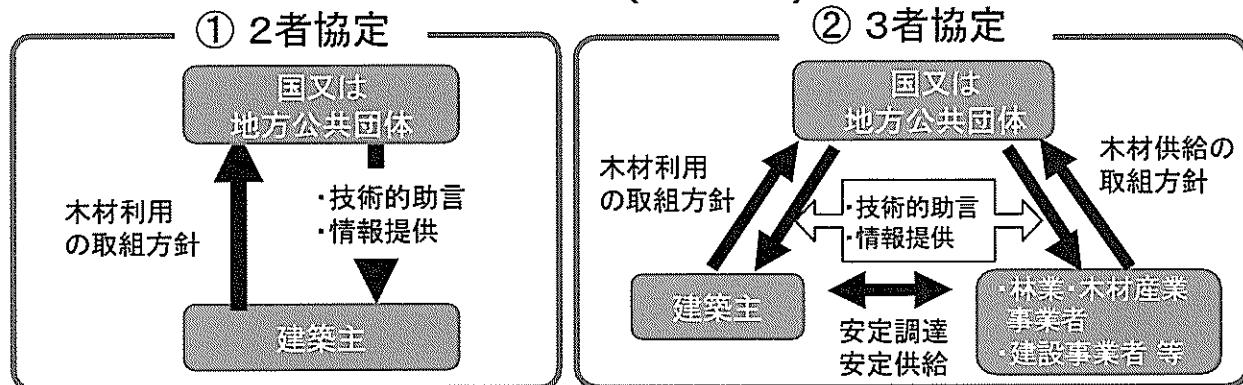
建築物木材利用促進協定制度について

- 建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定」制度を創設。
- 建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができる。
- 地域材の利用促進や川上から川下が連携した木材の安定的な供給体制の構築にも活用可能。
- これまで、国で8件、地方自治体で32件の協定を締結。

【協定の内容】

- ① 協定締結者
- ② 構想の内容
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
- ④ 国又は地方公共団体の取組
- ⑤ 協定の対象区域
- ⑥ 協定の有効期間

【協定の形態(イメージ)】



【想定される協定締結のメリット】

- ホームページでの公表やメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上。
- 木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG投資など新たな資金獲得につながる可能性。
- 国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性。
(例:一部予算事業における加点等優先的な措置)